

イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域の平和的解決を求める意見書

アメリカおよびイスラエルは2月28日、イランに対する大規模な攻撃を開始し、イランの最高指導者を含む政府・軍関係者を殺害した。そしてその後の軍事行動で、学校、病院、一般住宅などが被害を受け、多数の民間人が犠牲となっている。

きわめて重大なことは、トランプ米大統領が、イラン政権を「巨大なテロ組織」と決めつけ、「大規模かつ継続的な作戦」を実施する、「イランの海軍を壊滅させる」と宣言し、イラン国民に対して、体制転覆を公然と呼びかけていることである。いかなる理由があつたとしても、武力による一方的な攻撃で、独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は、トランプ米大統領に与えられていない。この主権国家の体制転覆を目的とした先制攻撃は、戦後の国際秩序そのものを破壊する暴挙であり、国際社会では断じて許されない蛮行である。

また、イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、アメリカおよびイスラエルがこの無法な軍事行動を継続するならば、報復の連鎖と武力衝突の拡大は避けられない。中東地域のみならず世界全体の平和と安定を根底から揺るがす深刻な事態を招くことは、絶対に阻止しなければならない。

特に、エネルギー資源の多くを同地域に依存するわが国にとって、ホルムズ海峡の緊張激化や原油価格の急騰は、国民生活および経済活動に極めて深刻な影響を及ぼす重大問題である。さらに、在沖・在日米軍の中東派遣は、沖縄と日本を無法な戦争の出撃拠点にするものであり、平和的解決を求める立場から容認できない。

西原町は、去る大戦で約半数の住民が犠牲となり、昭和60年(1985年)12月、「西原町非核反戦平和都市宣言」を議会全会一致で採択し、祖国復帰30年の平成14年(2002年)には、平和を希求し、また戦争の悲惨さを風化させないようにと憲法9条を刻銘した碑を建立している。

よって、本町議会は、日本政府に対し、以下の事項を強く要請する。

記

- 一、アメリカおよびイスラエルに対し、国連憲章および国際法に明白に違反するすべての軍事行動を即時に停止し、最大限の自制を行うよう、強く働きかけること。また、イランに対しても、湾岸諸国へ拡大する報復攻撃を停止するよう働きかけること。
- 一、日本政府は、「法の支配」に基づく国際秩序を重視する立場から、いかなる理由があろうとも民間人を巻き込む武力行使を断じて容認せず、関係各国が外交交渉の場に復帰し、平和的対話による解決を図るよう、粘り強く働きかけること。

一、現地に残留する邦人および関係者の安全確保に万全を期すこと。併せて、エネルギー高騰対策も躊躇なく行い、国民の生活と経済を守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2026 年 3 月 23 日

沖縄県西原町議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、沖縄県及び北方対策担当大臣